

《福山市からのお知らせ》

火災により被害を受けられた方に対する 主な支援制度 2026年度（令和8年度）版

見舞金等

住居の損害程度により、次の支給を受けることができます

◆ 災害見舞金・弔慰金

火災に遭われた方に対して、災害見舞金・弔慰金を支給します。
り災が確認できる書類（消防署の発行する「り災証明書」等）、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、本人通帳、印かんが必要です。

- 住居の全壊・全焼 金10万円
- 住居の半壊または半焼 金5万円
- 死亡 金20万円
- 負傷（療養期間が1月以上） 金5万円

[問合せ]

福祉総務課 928-1045 松永保健福祉課 930-0410
北部保健福祉課 976-8803 東部保健福祉課 940-2572
神辺保健福祉課 962-5005
沼隈支所（保健福祉担当） 980-7704
新市支所（保健福祉担当） (0847)52-5515

◆ 日本赤十字社災害救援物資

火災により家屋が半焼以上の損害を受けたとき、次の各種救援物資を支給します。

- 毛布（被災者1人につき）1枚
- 安眠セット<キャンピングマット、枕、アイマスクほか>
（被災者1人につき）1セット
- バスタオル（被災者1人につき）1枚
- 寝衣（被災者1人につき）1セット
- 緊急セット<歯ブラシ、携帯ラジオ、懐中電灯ほか>
（被災世帯あたり）4人まで1セット
5人以上2セット以上

[問合せ]

福山市社会福祉協議会 総務課 928-1330

制度

損害の程度により税金等の減免が受けられる場合があります

◆ 市民税の減免

住宅または家財について災害等により生じた損害金額がその住宅または家財の価格の3割以上ある人で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者は、被災日以降に到来する納期限に係る市民税の減免を受けられる場合があります。

[問合せ]

市民税課 928-1020

◆ 固定資産税等の減免

火災により家屋が20%以上の損害を受けたとき、被災日以降に到来する納期限に係る固定資産税、都市計画税の減免を受けられる場合があります。消防署の発行する「り災証明書」を添付してください。

[問合せ]

資産税課 928-1025

[り災証明についての問合せ]

福山地区消防組合消防局 予防課 928-1192

◆ 国民健康保険税等の減免

火災により家屋等が30%以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

- ・国民健康保険税の減免
- ・一部負担金の減免

[問合せ]

保険年金課 928-1055 松永市民サービス課 930-0402
北部市民サービス課 976-8802 東部市民サービス課 940-2576
神辺市民サービス課 962-5011 沼隈支所（市民担当）980-7703
新市支所（市民担当）(0847)52-5514
内海支所 986-3111

◆ 国民年金保険料の免除

火災により家屋等がおおむね半焼以上の損害を受けたとき、保険料の免除を受けられる場合があります。

[問合せ]

保険年金課 928-1052 松永市民サービス課 930-0402
北部市民サービス課 976-8802 東部市民サービス課 940-2576
神辺市民サービス課 962-5011 沼隈支所（市民担当）980-7703
新市支所（市民担当）(0847)52-5514
内海支所 986-3111

◆ 後期高齢者医療保険料等の減免

火災により家屋等が20%以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

- ・後期高齢者医療保険料の減免
- ・一部負担金の減免

[問合せ]

保険年金課 928-1411 松永市民サービス課 930-0402
北部市民サービス課 976-8802 東部市民サービス課 940-2576
神辺市民サービス課 962-5011 沼隈支所（市民担当）980-7703
新市支所（市民担当）(0847)52-5514
内海支所 986-3111

◆ 障がい福祉サービス等の減免

火災により家屋が半焼以上の損害を受けたとき、障がい福祉サービス等利用者負担の免除を受けられる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1208

◆ 特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外

火災により住宅、家財、その他の財産の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1063

◆ 重度心身障がい者医療費の支給に係る所得制限の適用除外

火災により住宅の全焼、半焼の損害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1063

◆ 身体障がい者自動車改造費給付要件の緩和

当事業の給付を受けて改造した自動車が、火災により損傷・使用不可能となり、新たに改造する場合は、給付が受けられる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1063

◆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の助成要件の緩和

当事業の助成を受けて購入した補聴器が、火災により損傷・紛失したことにより、買い替える場合は、耐用年数（5年）を経過していなくても助成の対象となる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1063

◆ 障がい者（児）の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和

当事業で給付を受けた補装具・日常生活用具が、火災により損傷・紛失したときは、耐用年数等にかかわらず、給付を受けられる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1063

◆ 障がい者（児）の補装具・日常生活用具等に係る自己負担額の減免

火災により住居の全焼、半焼の被害を受けたときに、補装具・日常生活用具購入等に係る自己負担額が減免を受けられる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1063

◆ 心身障害者扶養共済制度の掛金の減免

火災により家屋が著しい損害を受け、①市民税免除世帯若しくは②市民税2分の1以上の減額世帯又は①②と同程度と認められた世帯は、掛金の減免を受けられる場合があります。

[問合せ]

障がい福祉課 928-1063

◆ 介護保険料等の減免

火災により家屋等が20%以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

- ・第1号（65歳以上）被保険者の保険料の減免
- ・介護サービス及び介護予防・生活支援サービス利用者負担の軽減

[問合せ]

介護保険課 928-1180
松永保健福祉課 930-0410 北部保健福祉課 976-8803
東部保健福祉課 940-2572 神辺保健福祉課 962-5005
沼隈支所（保健福祉担当） 980-7704
新市支所（保健福祉担当） (0847)52-5515

◆ 保育所等※保育料の減免

火災により家屋等が半焼以上の損害を受けたとき、保育所等※保育料の減免を受けられる場合があります。

[問合せ]

保育施設課 928-1047

※保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

◆ 放課後児童クラブ利用料の減免

火災により一定程度以上の損害を受けたとき、被災月以降の放課後児童クラブ利用料の減免を受けられる場合があります。

[問合せ]
保育施設課 928-1114

◆ 市立高等学校授業料の減免

火災により家屋等が半焼以上の損害を受けたとき、市立高等学校授業料の減免を受けられる場合があります。

[問合せ]
福山中・高等学校 951-5978

◆ 建築確認等手数料の減額について

火災により滅失または損壊した建築物を、被災者自ら使用するために建築等する場合で、災後2年以内に申請するときは、建築基準法による確認、検査等の申請手数料が2分の1に減額されます。(指定確認検査機関に申請される場合を除きます。)

[問合せ]
建築指導課 928-1103

資金の融資を受けることができます

◆ 生活福祉資金貸付 福祉資金

[対象] 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯において、災害を受けたことにより、臨時に必要な経費の貸付を受けられる場合があります。

[問合せ]
福山市社会福祉協議会 貸付相談センター 928-1348

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金)

母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の人で住宅の建設・購入・補修をする場合に、資金の貸付を受けられる場合があります。

[問合せ]
ネウボラ推進課 928-1162

子どものために次の支給を受けることができます

◆ 保育施設児童に対する保育用品の支給

[対象] 火災により、被害を受けた保育施設児童の出席ノート

[問合せ]
保育指導課 928-1049

◆ 児童・生徒に対する教科書の支給

[対象] 火災により、なくなったり、使えなくなった福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒の教科書

[問合せ]
学事課 928-1169

◆ 児童・生徒に対する学用品費等の援助(就学援助費)

[対象] 火災等の災害により、財産を消失した小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童・生徒の保護者

[問合せ]
学事課 928-1169

その他

◆ 火災ごみの減免申請について

事前に環境施設課に問合せを行い、り災者若しくは身内の方による申請により、減免を受けられる場合があります。

[対象] 所有者が自ら居住している住宅の火災の場合
・消防署の発行する「り災証明書」と、「り災状況写真」の提出(り災状況の全体が判るもの1部)を添付してください。
・ごみの分別は「家庭ごみの分け方・出し方」のとおり分別を徹底してあるものに限り、ます。
※なお、申請については業者からの依頼は受付できません。

[問合せ]
環境施設課 954-4866

◆ 火災による市営住宅への入居について

火災により住居を失った場合、一定期間、市営住宅に入居することができます。

[問合せ]
住宅課 928-1101